

## 青山学院校友会鳥取県支部会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は青山学院校友会鳥取県支部と称し、事務所は別途定める。

(運営目的)

第2条 本会は青山学院校友会会則等に準じて運営し、地域としての校友会活動を推進することを目的とする。

(事業目的)

第3条 本会は前条の目的を達成のため次の事業を行う。

1. 親睦会などの開催
2. 母校青山学院への協力
3. その他必要な事項

(会員)

第4条 本会は原則として鳥取県に在住する青山学院校友会会員で年会費を納入したものを会員とする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置き、任期は2年とする。但し再選を妨げない。

支部長	1名
副支部長	3名(東中西の各地区より1名)
事務局長	1名
幹事	20名以内
監事	2名
顧問	若干名

上記役員は総会において会員中より選出する。

(総会及び会議)

第6条 総会は原則として年1回支部長が召集し、その他の会議は必要に応じて開催する。

(会費)

第7条 本会の年会費は役員会の議を経て定める。

(運営)

第8条 本会の運営は会費及び寄付金をもって行う。

(会則の変更)

第9条 会則の変更は総会において審議し、青山学院校友会本部へ速やかに文書をもって通知するものとする。

附則

1. 本会則に規定のない細目は役員会において決定する。
2. 本会則は平成12年11月19日より、施行する。
3. 本会則第5条の会則は平成16年9月5日より施行する。
4. 平成27年9月5日校友会本部指導により一部改正。
5. 令和元年7月6日 一部改正施行する。